第六号様式の二（第八条第一項）

譲渡承継による公園事業承継承認申請書

　　　　　　が執行する　　　　　　自然公園　　　　　　事業を承継したいので、千葉県立自然公園条例第11条第１項の規定により、次のとおり申請します。

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　様

譲渡人の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

譲受人の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 執行の認可を受けた年月日及び番号 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　第　　号 |
| 公園施設の種類 |  |
| 譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法 | 経営方法 | 直営委託（受託者　　　　　　　　　　　　　　） |
| 料金徴収 | 有　（標準的な額　　　　　　　　　　　　）無 |
| 供用期間 | 通年季節（供用期間　　　　　　　　　　　　　） |
| 分譲型ホテル等 | 有　（種類・仕組み　　　　　）無 |
| 譲渡しようとする年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 譲渡しようとする理由 |  |
| 備考 |  |

（注）

１　添付書類

(１)　譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

(２)　譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(３）　公園施設の位置を明らかにした縮尺１：25,000程度の地形図

(４)　公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺１：5,000程度の概況図及び天然色写真

(５)　公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(６)　譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類

ア　法人にあつては、申請の日の属する事業年度前の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

（設立後３年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）

イ　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書

(７)　分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（オ、カについてはそのいずれか）

ア　特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類

イ　一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類

ウ　年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類

エ　分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1：1,000程度の各階平面図等の書類

オ　公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類

カ　改築、増築又は建替え行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1：1,000程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書

(８)　譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

２　その他

(１)　「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の認可書）記載のものを記入すること。

(２)　「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

(３)　「譲受人が行う公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。

ア　直営又は委託の別

イ　委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名。

ウ　通年供用又は季節供用の別

エ　季節供用の場合にあつてはその供用期間

オ　料金徴収の有無

カ　料金を徴収する場合にあつては標準的な額

キ　分譲型ホテル等の該当の有無

ク　分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合

(４)　「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア　公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否

イ　他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況

ウ　公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称

エ　公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）

(５)　不要の文字は、抹消すること。

(６)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。